

軽産 第 158 号  
令和6年11月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

軽米町長 山本 賢一

市町村名 (市町村コード)	軽米町 ( 501 )
地域名 (地域内農業集落名)	笹渡地区 (高柳、鶴飼、笹渡、百鳥)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月16日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地利用については個人経営体が担っているが、1経営体当たりの耕作面積が大きく、リタイアした時の農地の利用が課題。
- ・担い手農家は土地を借りたい気持ちはあるが、整備されていない小さいほ場、日当たりが悪い、水はけが悪いなど耕作条件の悪い土地は借りることに抵抗がある。また、当地区は畜産農家が多いため、草地としての利用が多く、区画が大きくなれば作業効率が悪いため、借りることができない。
- ・耕作道や水路を横断する橋が狭く、機械が通ることができない。
- ・農地にシカ、クマ、イノシシが入り、デントコーンを食べられて困っている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

位置的にヤマセの影響を受けやすく、気候的にはあまり恵まれていない。経営は野菜と酪農、肉用牛の複合経営が多く、今後は共同利用できる効率的な処理施設、流通販売施設等を整備し、生産組合での機械利用を進め農業経営の向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	312 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組みを進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

各種補助事業を活用し新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行うとともに、地域内外の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成するため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置等により、ニホンジカやイノシシ等による被害を未然に防止する取組みを進める。  
③スマート農業機械の導入により、農作業の機械化、省力化による自立経営農家の確立を図る。